

写

災害時における
ダンボール製品等の供給に関する協定書

愛知県 半田市

トミタパックス株式会社

災害時におけるダンボール製品等の供給に関する協定書

半田市（以下「甲」という。）とトミタパックス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるダンボール製品等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が、半田市において発生した場合又は発生するおそれがある場合において、避難所の設営等において必要な物資の供給に関して、必要な事項を定める。

（協力要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1)別表に掲げる物資
- (2)その他甲が指定する物資

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬入終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（連絡窓口）

第6条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があつた場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は締結の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の前30日までに、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年2月6日

甲 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半田市
半田市長 久世 孝宏

乙 愛知県名古屋市北区天道町5-37
トミタパックス株式会社
代表取締役 富田 敏子

別表（第3条関係）

区分	品目
ダンボール製品	段ボール製間仕切り
	段ボール製簡易ベッド
	段ボール製簡易トイレ
	その他

様式第1号（第2条関係）

物 資 供 給 要 請 書

年 月 日

トミタパックス株式会社
代表取締役 様

半田市長

災害時におけるダンボール製品等の調達に関する協定書第2条に基づき、次の物資の供給を要請します。

品 目	希望数量	引渡希望場所	引渡希望日時

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第4条関係）

物 資 供 給 報 告 書

年 月 日

半田市長 様

トミタパックス株式会社

災害時におけるダンボール製品等の調達に関する協定書第2条により要請のありました件について、下記のとおり供給しましたので報告します。

品 目	数 量	引渡場所	引渡日時

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(第7条関係)

連絡責任者届

【半田市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯電話	
F A X	

- ・勤務時間：本庁 8：30～17：15
- ・休日：土・日曜日、祝日、年末年始

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1 連絡先	第2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯電話		
F A X		

【トミタパックス株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯電話	
F A X	

- ・勤務時間：08：30～17：00
- ・休日：土・日曜日、祝日、GW、夏季、年末年始（会社規程による休日）

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1 連絡先	第2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯電話		
F A X		